魚沼民商だより

2016年
12月 5日
第2033号

〒946-0032
発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話025（792）3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

12・11新商連決起集会が開催されます！

12月11日の「秋の運動ごくろうさま&春の運動がんばろう」集会開催まで1週間切りました。

集会成功に向け、11月30日時点で読者28名、会員9名、共済35名、婦人部員6名、青年部1名の拡大目標残となっています。そして読者について「全商連第52回総会時現勢突破」までの支部別残目標を見ると小出（2）、広神（1）、堀之内（2）、小千谷（3）、大和（4）、六日町（17）、塩沢（3）、湯沢（3）、川口（1）のところまできています。

この間、塩沢、広神に続いて力持ちの六日町が24日に拡大行動が行われました。行動に6人参加し、読者5名増やす快挙を成し遂げました。

すべての支部が集会までに残りの目標をやりあげ、ぜひ美味しいお酒を酌み交わしましょう。

マイナンバー、商工新聞を見せたら黙り！

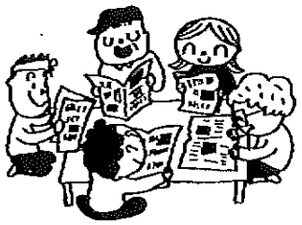

前号で、魚沼市内で自動車修理販売を営んで民商会員Aさんのところへ「損保会社から代理店に対してマイナンバーの記載について、脅迫まがいの催促がきている」相談内容を掲載いたしました。

11月28日、損保会社の支店長と職員の2人がAさんのところに、マイナンバーの記載のお願いであらためて訪れました。

支店長は「保険代理店報酬の支払調書を税務署に提出することから、代理店契約者のマイナンバーの記載が求められました。よってご理解とご協力をお願いします」と、自らも勤務先、不動産会社へマイナンバーを記載していることを話しました。

Aさんは「法律でマイナンバーの活用が税金・社会保障・災害対策と限られている。なぜ民間企業に私の個人情報を提供しなければならないのか。とてもじゃないが心配で出せない」、そして「税金関係で必要なんですと言いますが、税金申告しなければ税金は発生しない。あなたに税金のことで心配されたくない」と話しながら、11月21日号の商工新聞（2面『番号なくても不利益ない!?』）を2人の前に差し出しました。

2人は目を丸くして、食い入るように商工新聞を見て、しばらくの間黙りとなりました。

支店長は「解りやすい資料を持参し、理解と協力でもう一度お願いに伺います」と言い戻りました。

Aさんは「いや～、商工新聞は効いたなぁ～」とその威力を実感したようでした。その後「この新聞を広げないとね」と、読者拡大の話しへと繋がりました。

12月7日、小千谷市へ「新年度予算要望と小規模企業振興基本法に基づき、地域経済の振興策を求める要望書」提出、市長交渉を行います！

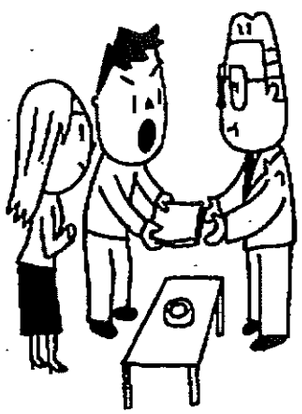

11月の相談、こんな相談がありました！

＊ 離職中に退職金を支給したいが何か問題がありますか。
＊ 整体業を開業したい。
＊ 東京商工リサーチの会社から消費税関係のアンケート調査がきている。必ず提出しなければならないのか。
＊ 経営相談をお願いしたい。
＊ 配偶者控除を受けるには。
＊ 農産物販売でJAS法って何ですか。
＊ 取引先の売掛金が差押えられた。どう対応したらよいか。
＊ 消費税の滞納、換価の猶予申請。
＊ マイナンバー記載の強要。
＊ 法人清算手続き。

11月の民商共済会、給付の状況！

＊ 入院見舞金　（3件）
以上、申請給付がありました。

ウラ面もご覧ください！

法律相談のお知らせ

日　時　12月　15日(木)
　　午後1時より
会　場　民商事務所
弁護士　加賀谷　達郎　先生
　　（新潟合同法律事務所）
相談料　3,000円
※予約制ですので早めに事務所までご連絡下さい。